

# In depth

## A look at current financial reporting issues

2021年6月11日  
In depth No. 2020-06

### 金利指標改革についてのIFRS第9号、IAS第39号、IFRS第7号、IFRS第4号 およびIFRS第16号に対する修正(フェーズ2)に関する実務ガイド

#### FAQ 5.4.3-「ヘッジのコスト」アプローチが用いられている場合、フェーズ2の救済措置はIFRS第9号のヘッジ関係にどのように適用されるか

##### 質問

「ヘッジのコスト」アプローチが用いられている場合、フェーズ2の救済措置はIFRS第9号のヘッジ関係にどのように適用されるでしょうか。

##### 回答

IFRS第9号では、「ヘッジのコスト」アプローチはオプションの「時間的価値」要素および先渡契約の「フォワード・ポイント」要素に適用できます。しかし、ヘッジのコストとして繰り延べられるのは、「調整後の時間的価値」または「調整後のフォワード・ポイント」についてのみです。

例えば、認識した金融負債について、一定の金利水準を上回る指標金利の変動をヘッジするため、購入した金利スワップションをヘッジ指定した企業について考えてみましょう。

「ヘッジのコスト」アプローチを適用している企業が、金利指標改革以前はスワップションの重要な条件(名目金額、期間および基礎数値)がヘッジ対象と完全に一致していたため、時間的価値の変動のすべてをその他の包括利益(OCI)に繰り延べていたと仮定します。新しい指標金利への移行に先立ち、企業はキャップレット・アプローチ(すなわち、スワップションを一連の個々のオプションとして考えるアプローチ)を用いて、必要に応じて、各キャップレットの繰り延べた時間的価値をリサイクリングしました。

金利指標改革の結果、スワップションは、ヘッジ対象よりも前に新しい指標金利に移行し(ヘッジ対象は契約当事者間交渉および契約の修正を通じて後で移行すると見込まれる)、この救済措置によって引き続きヘッジ関係の要件を満たします。フェーズ2の救済措置は、「ヘッジのコスト」アプローチを具体的に取り扱っていません。金利指標改革においてもヘッジ関係が継続する可能性はありますが、ヘッジ非有効部分の測定に関するフェーズ2の救済措置はありません。また、同様に、その他の包括利益に繰り延べられた「ヘッジのコスト」を算定するために、「調整後の時間的価値」の使用を求める要求事項も救済措置にはありません。

オプションの「調整後の時間的価値」要素は、技術的には「仮想デリバティブ」ではありませんが、仮想デリバティブの条件はヘッジ対象の条件を反映することを意図したものであるため、調整後の時間的価値の計算は、いくつかの点で仮想デリバティブのモデル化と類似します[IFRS第9号 B6.5.32項]。しかし、「調整後の時間的価値」の算定で用いられる時間的価値は、ヘッジされるリスクをモデル化していません。調整後の時間的価値には、「ヘッジ対象と完全に一致する重要な条件を有する」オプションの評価が含まれています[IFRS第9号 B6.5.32項]。ヘッジ対象は新しい指標金利に移行していないため、重要な条件については、依然として金融商品がヘッジ対象の残存期間にわたってIBORに基づく金融商品であると仮定し、予想される移行日以降のキャッシュ・フローを予測する必要があります。

実務上、予想される移行日以後の関連するIBORを予測することは困難となる可能性があります。キャッシュ商品は(2つの金利が引き続き並行して公表されている間も)移行まで存続するため、指標金利は、代替金利よりも流動性が低くなる可能性が高くなります。関連するIBORが正式に廃止されると予想される日以後に延長される契約条件の一部について、市場参加者は廃止後に関連する指標金利の合成金利をどのように創出するのか検討する

必要があります。場合によっては、これは、過去のIBOR金利に含まれる信用リスクと同様に、代替金利に市場の信用スプレッドを加えて、流動性について調整した金利を参照する可能性があります。既存(レガシー)のIBORのボラティリティは、代替金利の予想ボラティリティと異なる可能性が高く、実際のデリバティブはIBORに組み込まれた信用スプレッドに関連するキャッシュ・フローを含んでいないため、実際のデリバティブの時間的価値と「調整後」の時間的価値との間に差異が生じます。多くの契約において、このヘッジ非有効部分は一時的なものに過ぎません。なぜなら、ヘッジ対象(すなわち、金融負債)が代替金利を使用するよう修正される時に、ヘッジのコストは、ヘッジされるリスクまたはキャッシュ・フローの再指定時にデリバティブ金融商品とともに再調整されるからです。契約が新しい指標金利に移行しない(すなわち、困難な既存(タフレガシー)契約である)場合、IBOR廃止後の調整後の時間的価値は、その時点での金融商品に存在する条件をすべて反映しなければなりません。また、フォールバックが固定金利である場合には、ヘッジ関係はもはや適格な経済的関係を反映しない可能性があり、ヘッジ関係を中止することが必要となる可能性があります。

同様の検討事項は、オプションおよびフォワード・ポイントなどのその他の該当する「ヘッジのコスト」の時間的価値にも適用されます。

© 2021 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.